

## 個人情報保護細則

制定 平成 30 年 5 月 21 日

### (目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人市民後見人の会（以下「本会」という。）において、個人情報の取り扱いについて遵守すべき事項を定めることにより、より適切な個人情報の取り扱いに務めるものとする。

### (法令の遵守)

第2条 個人情報の保護に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、より適正な事業執行に努める。

### (個人情報の適正な取得と利用)

第3条 個人情報を適法かつ適切な方法で取得し、その利用目的の範囲内で利用する。

### (個人情報の第三者提供)

第4条 法に基づき許容される範囲を、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しない。  
なお、業務委託の必要上、業務委託先に対し個人情報の一部を提供する場合があるが、その場合には、業務の委託先に対する適切な監督を行う。

### (個人情報の適切な管理)

第5条 保有する個人の情報について、その利用目的の範囲内で、最新かつ正確な内容として保持する。また個人情報の漏えい、滅失などがないように配慮し、安全に管理する。

### (個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止)

第6条 保有する個人情報について、本人から自らに関する個人情報の開示の申し出、又その内容に関する訂正、追加、削除、利用停止等の申し出がなされた場合は、所定の手続きに従い速やかに対応する。

### (個人情報の取り扱いに関する苦情への対応)

第7条 個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、適切かつ速やかに対応する。

(個人情報に向けた体制整備、会員教育の実施)

第8条 個人情報を保護するため、適切な管理体制を整備するとともに、会員の意識啓発に努める。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、理事会で審議し、議決して行う。

付 則

1. この細則は、平成 30 年 5 月 21 日より実施する。

(管理責任者：事務局長)